

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																							
事業名	治山事業（予防治山事業）																						
地区名	しんしろしつくでかもがやあざ 新城市作手鴨ヶ谷字タカウト																						
事業箇所	しんしろしつくでかもがやあざ 新城市作手鴨ヶ谷字タカウト 地内																						
事業のあらまし	当該溪流には溪岸侵食による不安定土砂の堆積及び流出が見られ、山地災害の危険性が高い。このため、地元からの要望と荒廃現況を勘案して、治山ダム工2個を実施することにより山地災害を防止する。																						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 治山ダム工2個を設置し、荒廃渓流の保全を図る。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する） —</p>																						
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 5億円</td> <td>■工事費</td> <td>0. 5億円、□用補費</td> <td>億円、□その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>億円</td> </tr> </tbody> </table>	事業費	内訳			0. 5億円	■工事費	0. 5億円、□用補費	億円、□その他				億円										
事業費	内訳																						
0. 5億円	■工事費	0. 5億円、□用補費	億円、□その他																				
			億円																				
事業期間	採択予定年度	2021年度	着工予定年度	2022年度	完成予定年度	2022年度																	
事業内容	治山ダム工2個																						
II 評価																							
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れがある。地元からは治山事業による整備が強く望まれている。 また、「費用便益分析マニュアル」に基づき算定したB/Cは7.6で1.0を越えており、効果が期待できる。																					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																				
②事業の実効性		【理由】	山地災害の未然防止を図るうえで、当該地域における事業実施が必要であるため。																				
	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>調査・設計</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事</td> <td>↔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・治山ダム工</td> <td>↔</td> <td></td> </tr> <tr> <th>事業費（億円）</th> <td>0. 5</td> <td>0. 5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							2022	合計	工種区分	調査・設計			工事	↔		・治山ダム工	↔		事業費（億円）	0. 5	0. 5
		2022	合計																				
工種区分	調査・設計																						
	工事	↔																					
	・治山ダム工	↔																					
事業費（億円）	0. 5	0. 5																					
2) 地元の合意形成	地元区長を通じて所有者から要望が出されており、地元への説明を経て地元の了解が得られている。																						
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																					
	【理由】	事業計画に無理はなく、地元の了解も得られているため、事業の実効性は期待できる。																					
III 対応方針																							
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																							

対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

治山ダム工周辺の溪流の状況から事業効果を評価する。